

林材業 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

「林材業労働災害防止計画」の重点対策の一つとして平成25年度から実施!

〈熱中症による死亡災害ゼロを目指して〉

実施期間	令和4年5月1日から9月30日まで（重点取組期間7月）				
4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備期間			重点取組期間		
5/1 ← クールワークキャンペーン期間 → 9/30					

★ 熱中症による死亡労働災害

林材業17年間に11件発生（平成17年～令和3年まで）

※ 林業 ⇒ 7件

※ 木材製造業 ⇒ 4件

★ 熱中症の症状

- | | |
|----------|-------------|
| 1. めまい | 2. 立ちくらみ |
| 3. 大量の発汗 | 4. 気分の不快 |
| 5. 吐き気 | 6. 倦怠感 |
| 7. 虚脱感 | 8. 筋肉のこむらがり |

重症になると



- | |
|------------|
| 1. 意識障害 |
| 2. けいれん |
| 3. 手足の運動障害 |
| 4. からだが熱い |

※少しでも異変を感じたらすぐに病院へ運ぶ!



キャンペーン期間の対策

5月1日～9月30日

- 休憩場所の整備（林業：日陰の利用、木材製造業：遮光カーテン、扇風機・エアコンの利用）
- 通気性の良い作業着
- 定期的に水分・塩分を摂取
- 暑さ指数（WBGT値）を把握し、高いときは作業の中止やこまめに休憩を取る
- 健康診断結果に基づく措置（糖尿病、高血圧、心臓疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢の者は熱中症にかかりやすくなる。医師の意見を聴いて人員配置を検討）
- 作業開始前の体調確認（睡眠不足、前日の飲み過ぎ、朝食を摂ったか確認等）
- できるだけ一人作業はさせない
- 汗を吸収した下着はこまめに交換



〈熱中症予防管理者の確認〉

- 暑さ指数の低減対策は実施しているか
- 作業者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をしなくてよいか
- 水分や塩分をきちんと摂取しているか



WBGT測定器



重点取組期間の対策

7月1日～7月31日

1. 暑さ指数の低減効果を確認し、必要に応じ追加対策を実施すること
2. 梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断・短縮、休憩時間の確保を実施すること
3. 水分・塩分を積極的に取ること（特に、高齢者（65歳以上）は暑さや水分不足に対する感覚機能と暑さに対する体の調整機能も低下しているので注意が必要）
4. 睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎ、朝食はきちんと摂ること
5. 期間中は熱中症リスクが高いことを含め、重点的に教育を実施すること
6. 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく救急車を呼ぶこと
7. 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意、屋外で2メートル以上の距離を確保できる場合は、マスクをはずす。また、十分な距離が確保できるよう作業計画や作業方法を工夫すること
8. マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、人との距離を十分とった上で、適宜マスクをはずして休憩を



朝食を摂る



アルコール類は控える



空調付き
作業着を着る



水分を補給する



※ 特に注意を要する環境

1. 通気性の悪い保護具（チェーンソー作業用防護ズボン）等を着用して作業するとき
2. 高温多湿、直射日光、無風などの条件下で作業を開始した初日～数日間
3. 体が暑さに慣れていない時期
（夏の初め頃や梅雨の合間など急に暑くなった日、梅雨明けは注意）
4. 休み中に体が涼しさに慣れてしまったお盆明けは、暑さに慣れるまで1週間程度かけて徐々に身体を慣らそう

※少しでも異変を感じたらすぐに病院へ運ぶ！



異変を感じたら
すぐに病院へ

